

広情個審第61号  
平成31年1月7日

広島市監査委員 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 田邊 誠

保有個人情報不訂正決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年6月11日付け広監第33号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第44号関係）

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

平成27年6月11日付け広監第33号の諮問事案（諮問第44号事案）

平成27年4月21日付けの保有個人情報訂正請求に対し、広島市監査委員（以下「実施機関」という。）が同年5月13日付け広監第12号で行った保有個人情報不訂正決定通知に対する同月20日付け異議申立て

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記の保有個人情報訂正請求に対し、これを不訂正とした決定は妥当である。

## 2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）に基づき申立人が行った「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）」の訂正請求に対し、実施機関が行った不訂正決定について、速やかに訂正請求に応じよというものである。

### (2) 異議申立ての理由

申立人の職員措置請求での誤記がそのまま「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）」の要旨に記載され、事実と異なる経緯となっている。申立人自身それを認め訂正を求めているのに、実施機関がそれを訂正しないのは、実施機関の責務を放棄している。

## 3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書での主張を要約すると、次のとおりである。

訂正請求の対象となった保有個人情報の内容は、申立人から監査委員に提出された広島市職員措置

請求書をそのまま記載したものであることから、訂正しないこととした。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

条例第22条第1項は、「何人も、実施機関に対し、開示（…）を受けた自己に関する保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、その訂正（…）の請求をすることができる。」と規定している。

申立人は、「平成26年12月16日」を「平成26年12月26日」に訂正すべきであると主張するが、実施機関は、申立人から提出された広島市職員措置請求書に記載された内容をそのまま記載したものであるから、訂正しないこととしたと主張する。

当審査会が、「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）」を見分したところ、「第1 請求の要旨」の冒頭には、「平成27年2月2日付けで提出のあった広島市職員措置請求書に記載された内容は、以下のとおりである。」と記載され、申立人から提出された当該広島市職員措置請求書の13行目には、「平成26年12月16日に公文書部分開示決定（広市教施第88号）で追加開示された。」と記載されていることが確認できた。

したがって、申立人の訂正請求の対象箇所は、申立人から提出された広島市職員措置請求書に記載されている内容そのままを記載しているものであり、実施機関が不訂正とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

## 別紙1

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 6. 11	広監第33号の諮問を受理（諮問第44号で受理）
30. 10. 4 (第1回審査会)	第2部会で審議
30. 11. 1 (第2回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
佐 藤 以 誠	株式会社広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	公益社団法人広島消費者協会理事
山 田 健 吾	広島修道大学法学部教授